

第80回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月21日（金曜日）
午前10時

場所 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪
3階 万葉の間

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議 事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件



スマート
招集

本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4228/>



株 主 各 位

大 阪 市 北 区 西 天 満 二 丁 目 4 番 4 号
積水化成工業株式会社
代表取締役社長 柏原正人

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|-------|---|
| 1. 日 | 時 | 2024年6月21日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪 3階 万葉の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1. 第80期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| | 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |

4. 電子提供措置に関する事項

本定時株主総会の株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませすようお願い申し上げます。

<ウェブサイト①>

<https://www.sekisuishasei.com/jp/ir/ir-library/ir-notice/>



<ウェブサイト②>

<https://d.sokai.jp/4228/teiji/>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「積水化成工業」または証券「コード」に「4228」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択してご確認くださいませす。

<東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



5. 書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面の記載に関する事項

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「主要な事業所」および「会計監査人の状況」
- ② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

6. 議決権行使についてのご案内

(1) インターネット等で議決権を行使される場合



次ページの案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月20日(木曜日) 午後5時15分入力完了分まで

(2) 書面(郵送)で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに、行使期限までに到着するようお早目にご投函ください。

行使期限 2024年6月20日(木曜日) 午後5時15分到着分まで

※書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、賛否の表示がない場合は、賛成としてお取り扱いいたします。

○複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- ・インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

7. 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

電子提供措置事項を修正する必要がある場合は、修正前および修正後の事項を上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載いたします。

8. 本定時株主総会の運営方法変更の場合の周知方法

今後の状況により株主総会の運営方法に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。(<https://www.sekisukasei.com/>)



以上

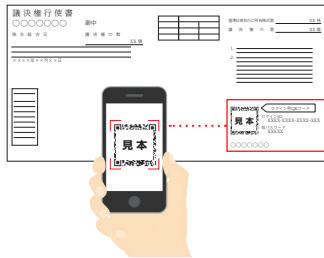
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎株主総会参考書類等について、本定時株主総会につきましても書面交付請求された株主様に送付する交付書面をすべての株主様に対して送付することといたしました。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

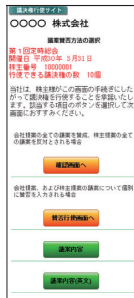
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

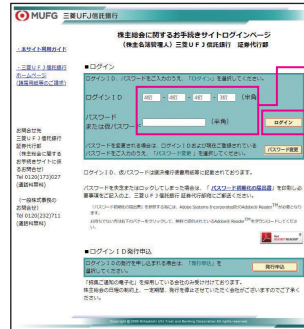
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9:00~午後9:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置づけており、経営体質の強化ならびに将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、連結業績の動向に応じた、かつ配当の安定性を勘案した利益還元を実施することを基本方針としております。また、配当政策につきましては、連結配当性向30~40%を目処としております。

上記の剰余金の配当等に関する基本方針および配当政策を踏まえ、慎重に検討しました結果、当期の期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額 453,738,100円

なお、当期の年間配当金は、2023年12月4日にお支払いしております中間配当金（1株につき3円）と合わせまして、前期より1円増額の1株につき13円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月24日

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員8名（うち社外取締役3名）の任期が満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、委員の過半数を独立社外役員とする「指名・報酬等委員会」の答申に基づき、取締役会において決定したものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	取締役候補者が有する知識・経験・能力										
			企業経営・ 経営戦略	財務・ 会計	法務・ ガバナンス	人事労務・ 人材開発	国際性・ 海外事業	営業・ マーケティング	開発・ 生産・ 品質	環境・ エネルギー	他業種 知見		
1	かしわばら 柏原 まさと 正人 男性	代表取締役社長 社長執行役員	再任	●	●	●	●				●	●	
2	ささき 佐々木 かつみ 勝巳 男性	取締役 専務執行役員	再任	●	●	●	●						
3	ふるばやし 古林 やすのぶ 育将 男性	取締役 常務執行役員※	再任	●	●		●			●			
4	ひろた 廣田 てつはる 徹治 男性	取締役 常務執行役員	再任	●				●		●	●		
5	あさだ 浅田 ひでゆき 英志 男性	取締役 常務執行役員	再任	●				●			●	●	
6	うえはら 上原 みちこ 理子 女性	社外取締役	社外 独立 再任			●	●						●
7	わかばやし 若林 いちろう 市廊 男性	社外取締役	社外 独立 再任	●		●		●		●			●
8	おぐら 小椋 さとる 悟 男性		社外 独立 新任	●		●	●	●			●		●

社外 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者

※2024年6月21日付で専務執行役員に就任予定であります。

(注)上記の「●」は、各候補者の有するすべての知見を表すものではありません。



候補者番号

1 柏原正人

かしわばらまさと

1959年6月29日生（64歳）男性

再任

取締役在任期間：16年
[本総会終結時]

■重要な兼職の状況

なし

■所有する当社の株式の数

277,246株

■取締役会出席回数／率

16回中16回／100%

■ 略歴、当社における地位、担当

1983年 4 月 当社入社	2014年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）
2008年 6 月 当社取締役	
2011年 6 月 当社常務取締役	
2013年 6 月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員	

■ 取締役候補者とした理由

柏原正人氏は、代表取締役社長として、経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、社長執行役員として経営の指揮を執り、持続的な企業価値の向上をはかっております。

これらのことから、長期ビジョン実現のための牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2 さ さ き かつ み
佐々木 勝 己

1960年5月5日生 (64歳) 男性

再任

取締役在任期間：6年
[本総会終結時]

■重要な兼職の状況

なし

■所有する当社の株式の数

141,614株

■取締役会出席回数/率

16回中16回/100%

■略歴、当社における地位、担当

1983年4月 当社入社	2017年6月 当社常務執行役員 経営戦略本部コーポレート企画センター長
2012年6月 当社取締役 第2事業本部企画部長	2018年6月 当社取締役 常務執行役員 コーポレート戦略本部長
2013年6月 当社執行役員 第2事業本部企画部長、 第3事業本部企画部長	2021年6月 当社取締役 専務執行役員 コーポレート戦略本部長
2014年4月 当社執行役員 第2事業本部企画部長	2023年4月 当社取締役 専務執行役員 コーポレート戦略本部長、管理本部管掌 (現任)
2017年2月 当社執行役員 経営戦略本部コーポレート企画センター長	

■取締役候補者とした理由

佐々木勝己氏は、経営企画部門、重要な子会社の社長、事業本部企画部長を経て、現在は経営企画部門の中核であるコーポレート戦略本部長として経営の一角を担っており、幅広い経験と豊富な知見を有しております。

これまでに培われた豊富な経験により、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告



候補者番号

3 ふる ばやし やす のぶ
古 林 育 将

1967年6月30日生（56歳） 男性

再 任

取締役在任期間：3年
〔本総会終結時〕

■重要な兼職の状況

なし

■所有する当社の株式の数

89,480株

■取締役会出席回数／率

16回中16回／100%

■ 略歴、当社における地位、担当

1992年4月	当社入社	2021年5月	当社執行役員 第1事業本部長、事業調査室管掌
2017年2月	株式会社積水化成成品中部 代表取締役社長	2021年6月	当社取締役 常務執行役員 第1事業本部長、事業調査室管掌
2018年6月	当社執行役員 株式会社積水化成成品中部 代表取締役社長	2022年4月	当社取締役 常務執行役員 第1事業本部長（現任）
2018年11月	当社執行役員 コーポレート戦略本部経営企画部長		

■ 取締役候補者とした理由

古林育将氏は、事業部長、重要な子会社の社長、経営企画部長を経て、現在は当社の基幹事業の責任者である第1事業本部長として経営の一角を担っており、幅広い経験と豊富な知見を有しております。

これまでに培われた豊富な経験により、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）古林育将氏は、2024年6月21日付で専務執行役員に就任予定であります。



候補者番号

4 ひろ た てつ はる
廣田徹治

1959年1月24日生 (65歳) 男性

再任

取締役在任期間：8年
[本総会終結時]

■重要な兼職の状況

なし

■所有する当社の株式の数

156,104株

■取締役会出席回数/率

16回中16回/100%

■略歴、当社における地位、担当

1984年4月	当社入社	2016年5月	当社常務執行役員 第2事業本部長
2011年6月	当社取締役 第2事業本部副本部長	2016年6月	当社取締役 常務執行役員 第2事業本部長
2013年6月	当社執行役員 第2事業本部副本部長、 グローバル事業部長、第3事業本部副本部長	2019年4月	当社取締役 常務執行役員 第2事業本部長、情報システム部管掌
2013年9月	当社執行役員 第2事業本部副本部長、 グローバル事業部長、グローバル企画室長、 第3事業本部副本部長	2022年5月	当社取締役 常務執行役員 第2事業本部長、P X推進部担当、 情報システム部担当
2014年4月	当社執行役員 第2事業本部副本部長、 輸送機器資材事業部長	2023年1月	当社取締役 常務執行役員 P X推進部担当、情報システム部担当、 第2事業本部管掌 (現任)
2015年3月	当社執行役員 第2事業本部副本部長		
2015年6月	当社常務執行役員 第2事業本部副本部長		

■取締役候補者とした理由

廣田徹治氏は、事業部門、事業部長、事業本部長を経て、現在はProseatを中心とした欧州モビリティ事業の変革推進を担当するPX推進部、および情報システム部を担当し、経営の一角を担っており、幅広い経験と豊富な知見を有しております。

これまでに培われた豊富な経験により、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告



候補者番号

5 あさ だ ひで ゆき
浅田 英志

1967年3月17日生 (57歳) 男性

再任

取締役在任期間：4年
[本総会終結時]

■重要な兼職の状況

なし

■所有する当社の株式の数

86,955株

■取締役会出席回数/率

16回中16回/100%

■ 略歴、当社における地位、担当

1989年4月	当社入社	2020年4月	当社執行役員 研究開発センター長、基礎研究所長
2016年3月	当社第2事業本部グローバルテクニカルセンター長	2020年6月	当社取締役 常務執行役員 研究開発センター長、基礎研究所長
2016年6月	当社執行役員 第2事業本部グローバルテクニカルセンター長	2022年4月	当社取締役 常務執行役員 研究開発センター長、GX推進部長 (現任)
2019年4月	当社執行役員 研究開発センター長、開発部長		

■ 取締役候補者とした理由

浅田英志氏は、事業部門の技術部門長を経て、現在は新製品の開発、研究、知的財産、環境貢献に関する業務を統括する研究開発センター長、GX推進部長として経営の一角を担っており、幅広い経験と豊富な知見を有しております。

これまでに培われた豊富な経験により、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

うえはらみちこ
上原理子

1949年12月24日生（74歳）女性

社外

独立

再任

社外取締役在任期間：2年
〔本総会終結時〕

■重要な兼職の状況

弁護士（上原合同法律事務所）
住友電気工業株式会社 社外監査役
日本毛織株式会社 社外監査役

■所有する当社の株式の数

0株

■取締役会出席回数／率

16回中16回／100%

■略歴、当社における地位、担当

1976年 4月	神戸地方裁判所判事補	1992年 3月	上原合同法律事務所開設
1979年 4月	神戸地方裁判所尼崎支部判事補	2016年 6月	住友電気工業株式会社 社外監査役（現任）
1982年 4月	大阪地方裁判所判事補	2017年 2月	日本毛織株式会社 社外監査役（現任）
1986年 4月	福岡地方裁判所判事	2022年 6月	当社社外取締役（現任）
1989年 3月	依願退官		
1989年 5月	弁護士登録、三宅合同法律事務所（現、三宅法律事務所）入所		

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上原理子氏は、長年にわたって法律実務に携わった実績を有しており、法務、ガバナンス、人事労務に関する豊富な知識と経験を有しております。この知見を活かした当社業務執行への監督および助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

■社外取締役候補者に係るその他の記載事項

当社は、2022年2月まで上原理子氏との間で法律顧問契約を締結しておりました。また当社は、上原合同法律事務所に所属する同氏以外の弁護士との間で法律顧問契約を締結しております。いずれについても、その報酬額は年間1,000万円以下であり、当社が策定した「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしており、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。



候補者番号

7

わかばやし いちろう
若林市廊

1957年10月25日生（66歳） 男性

社外

独立

再任

社外取締役在任期間：1年
〔本総会終結時〕

■重要な兼職の状況

大日精化工業株式会社 社外監査役

■所有する当社の株式の数

0株

■取締役会出席回数／率

13回中13回／100%
(2023年6月23日就任以降の出席率)

■略歴、当社における地位、担当

1981年4月	長瀬産業株式会社入社	2021年6月	同社顧問
2010年4月	同社執行役員	2023年6月	当社社外取締役（現任）
2015年6月	同社取締役 執行役員		大日精化工業株式会社 社外監査役（現任）
2016年4月	同社取締役 常務執行役員		
2019年4月	同社代表取締役 常務執行役員		

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

若林市廊氏は、長年にわたって企業経営に携わった実績を有しており、グローバル事業に関する豊富な知識と経験を有しております。この知見を活かした当社業務執行への監督および助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

■社外取締役候補者に係るその他の記載事項

若林市廊氏が2021年まで代表取締役役に就任していた長瀬産業株式会社と当社との間に製品等の取引関係はありますが、2023年度において、当社から同社への販売実績は当社の連結売上高の0.3%未満であり、同社から当社への販売実績は同社の連結売上高の0.01%未満であることから、当社が策定した「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしており、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。



候補者番号

8 おぐら さとる
小 椋 悟

1957年2月23日生 (67歳) 男性

社外

独立

新任

■重要な兼職の状況

株式会社テクノアソシエ 監査役
住友電気工業株式会社 顧問

■所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、当社における地位、担当

1982年 4 月 住友電気工業株式会社入社

2023年 6 月 株式会社テクノアソシエ 監査役 (現任)

2009年 6 月 同社執行役員

2015年 6 月 同社常勤監査役

2022年 6 月 同社顧問 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小椋悟氏は、長年にわたって企業経営に携わった実績を有しており、法務、コンプライアンス、人事労務に関する豊富な知識と経験を有しております。この知見を活かした当社業務執行への監督および助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 社外取締役候補者に係るその他の記載事項

当社が策定した「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしており、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 上原理子氏、若林市郎氏および小椋悟氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、本議案をご承認いただけることを条件として、上原理子氏、若林市郎氏および小椋悟氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社定款に基づき、上原理子氏および若林市郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認可決された場合は、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、小椋悟氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、本契約締結後、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用を、当該保険契約により填補することとしております。

再任候補者は当該保険契約の被保険者となっており、再任後も引き続き被保険者となります。新任候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険の被保険者となります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社が策定した「社外役員の選任及び独立性に関する基準」は、当社ウェブサイト

(<https://www.sekisuishasei.com/jp/assets/images/company/pdf/policy.pdf>) に掲載しておりますのでご参照ください。



第3号議案 監査役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 竹腰浩次郎氏、明石衛氏、高坂敬三氏および名和道紀氏の4名の任期が満了となります。つきましては、社外監査役3名を含む監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。



候補者番号

1

ふじ わら たか ひこ
藤原敬彦

1963年7月18日生（60歳） 男性

新任

■重要な兼職の状況

なし

■所有する当社の株式の数

31,302株

略歴、当社における地位

1986年4月 当社入社	2020年2月 当社管理本部 法務コンプライアンス部長
2008年5月 当社管理本部 経理部長	2020年6月 当社執行役員 管理本部法務コンプライアンス部長
2016年2月 当社経営戦略本部 経営企画部長	2024年6月 当社執行役員 社長特命事項担当（現任）
2018年11月 当社管理本部 法務部長	

監査役候補者とした理由

藤原敬彦氏は、経理・経営企画・法務等に携わり豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

これらのことから、監査役に適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。



候補者番号

2 あか し まもる
明石 衛

1964年10月9日生（59歳） 男性

社外

独立

再任

社外監査役在任期間：2年
〔本総会終結時〕

■重要な兼職の状況

第一生命ホールディングス株式会社 専務執行役員
第一フロンティア生命保険株式会社 代表取締役社長

■所有する当社の株式の数

0株

■取締役会出席回数／率

16回中16回／100%

■監査役会出席回数／率

12回中12回／100%

■略歴、当社における地位

1988年4月	第一生命保険相互会社入社	2021年6月	第一生命ホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員
2013年4月	第一フロンティア生命保険株式会社 取締役	2022年6月	当社社外監査役（現任）
2015年4月	同社取締役 常務執行役員	2023年4月	第一フロンティア生命保険株式会社 代表取締役社長（現任）
2016年4月	同社代表取締役 副社長執行役員	2023年6月	第一生命ホールディングス株式会社 常務執行役員
2020年4月	第一生命ホールディングス株式会社 常務執行役員 第一生命保険株式会社 取締役 常務執行役員	2024年4月	同社専務執行役員（現任）

■社外監査役候補者とした理由

明石衛氏は、長年にわたって企業経営に携わっており、その豊富な知識と経験を当社の監査にいかしていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

■社外監査役候補者に係るその他の記載事項

明石衛氏が専務執行役員に就任している第一生命ホールディングス株式会社の子会社である第一生命保険株式会社と当社との間に保険契約等の取引がありますが、2023年度において、当社から同社への保険料等の支払実績は、第一生命ホールディングス株式会社の連結経常収益の0.01%未満であり、同社は、当社の主要な借入先には該当しておりません。また、同氏が代表取締役社長に就任している第一フロンティア生命保険株式会社と当社との間に取引はありません。同氏は、当社が策定した「社外役員の選任および独立性に関する基準」を満たしており、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。

明石衛氏が2020年4月から2022年3月まで取締役就任していた第一生命保険株式会社において、元社員が顧客から多額の金銭を不正取得していたことが2020年6月に発覚いたしました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんが、従前より同社取締役会等において、コンプライアンスの徹底をはかるため法令遵守の視点に立った発言等を行ってまいりました。また、本件事実を認識した後、コンプライアンスの更なる徹底と再発防止に取り組みました。



候補者番号

3 高坂敬三

1945年12月11日生（78歳） 男性

社外

独立

再任

社外監査役在任期間：12年
〔本総会終結時〕

■重要な兼職の状況

弁護士、弁護士法人色川法律事務所 代表
住友ゴム工業株式会社 社外取締役
セーレン株式会社 社外監査役

■所有する当社の株式の数

0株

■取締役会出席回数／率

16回中16回／100%

■監査役会出席回数／率

12回中12回／100%

■ 略歴、当社における地位

1970年 4月 弁護士登録、色川法律事務所入所
2001年 1月 同所代表
2009年 3月 住友ゴム工業株式会社 社外取締役（現任）
2012年 6月 当社社外監査役（現任）

2016年 6月 株式会社テクノアソシエ 社外監査役
2017年 1月 色川法律事務所 顧問
2020年 1月 弁護士法人色川法律事務所 代表（現任）
2020年 6月 セーレン株式会社 社外監査役（現任）

■ 社外監査役候補者とした理由

高坂敬三氏は、弁護士として企業法務に対する幅広い知見があり、この知見を当社の監査にいかしていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 社外監査役候補者に係るその他の記載事項

当社は、高坂敬三氏および同氏が代表に就任している弁護士法人色川法律事務所と当社との間に顧問契約等の取引関係はありません。また、同氏が社外取締役として就任している住友ゴム工業株式会社と当社との間に取引関係はありません。同氏は、当社が策定した「社外役員の選任および独立性に関する基準」を満たしており、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。



候補者番号

4 な わ みち のり
名和道紀

1959年4月10日生（65歳） 男性

社外

独立

再任

社外監査役在任期間：1年
〔本総会終結時〕

■重要な兼職の状況

名和公認会計士事務所 所長

■所有する当社の株式の数

0株

■取締役会出席回数／率

13回中13回／100%
(2023年6月23日就任以降の出席率)

■監査役会出席回数／率

10回中10回／100%
(2023年6月23日就任以降の出席率)

■ 略歴、当社における地位

1983年9月 等松・青木監査法人（現、有限責任監査法人トーマツ）入所
1987年7月 公認会計士・税理士登録
名和公認会計士事務所開設 同所所長（現任）
2023年6月 当社社外監査役（現任）

■ 社外監査役候補者とした理由

名和道紀氏は、公認会計士として、会計に関する専門知識と豊富な監査経験を有しており、この知見を当社の監査に活かしていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

■ 社外監査役候補者に係るその他の記載事項

名和道紀氏が所長として所属している名和公認会計士事務所と当社との間に顧問契約等の取引関係はありません。また、同氏は、当社が策定した「社外役員の選任および独立性に関する基準」を満たしており、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 明石衛氏、高坂敬三氏および名和道紀氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、本議案をご承認いただけることを条件として、明石衛氏、高坂敬三氏および名和道紀氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社定款に基づき、明石衛氏、高坂敬三氏および名和道紀氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認可決された場合は、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

監査役は、本契約締結後、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

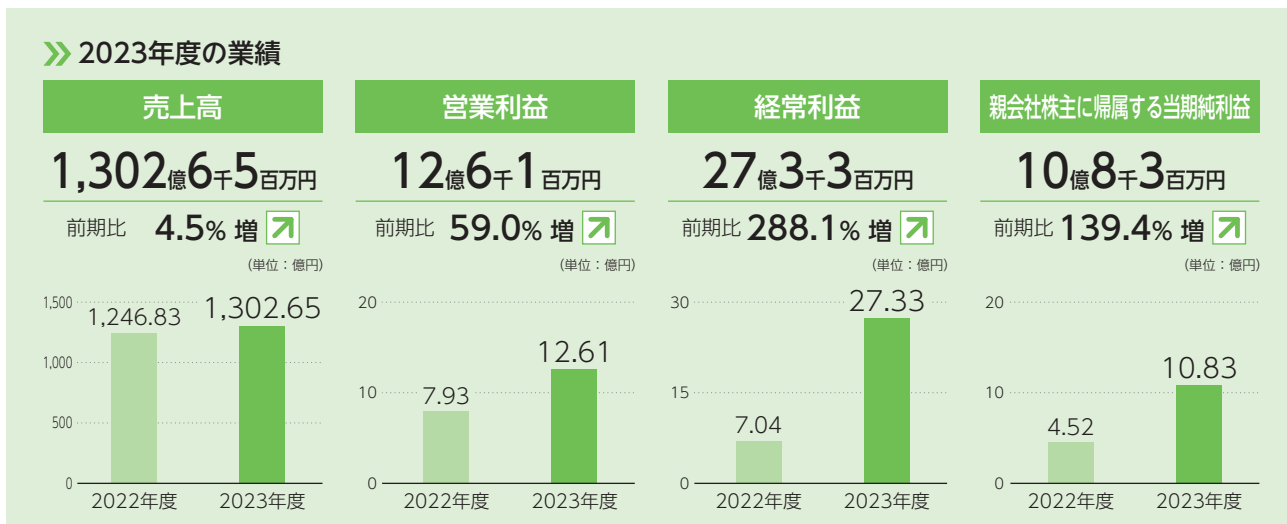
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用を、当該保険契約により填補することとしております。
- 再任候補者は当該保険契約の被保険者となっており、再任後も引き続き被保険者となります。新任候補者が監査役に選任され就任した場合、当該保険の被保険者となります。
- また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 本議案をご承認いただいた場合、監査役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	在任年数 (本総会終結時)
まつもと おさむ 松本 治 (1960年5月29日生)	常勤監査役	3年
ふじわら たか ひこ 藤原 敬彦 (1963年7月18日生)	常勤監査役	(新任)
あかし まもる 明石 衛 (1964年10月9日生)	社外監査役	独立社外監査役 2年
こうさか けい ぞう 高坂 敬三 (1945年12月11日生)	社外監査役	独立社外監査役 12年
なわ みち のり 名和道紀 (1959年4月10日生)	社外監査役	独立社外監査役 1年

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果



当連結会計年度の世界経済は、インフレの進行や金融引き締め、不安定な国際情勢などによる景気減速の懸念などがあり、先行き不透明な状況が続いております。自動車産業においては、自動車生産は地域やメーカーによって生産活動にばらつきはあるものの、全般的に回復基調にあります。エレクトロニクス関連においては、テレビ、モニター用途の需要は回復の兆しをみせ始めております。一方、日本経済は、緩やかな回復傾向がみられるものの、資源価格の高騰や円安の影響などにより、不透明感を払拭できない状況が続いております。また、温室効果ガス排出量削減や気候変動問題など環境課題への対応は、重要性を増しております。

日本の発泡プラスチック業界においては、食品容器関連の需要は、人流が増加したものの、物価上昇などの影響もあり、個人消費の持ち直しに足踏みがみられ、内中食関連向けの需要は落ち着きをみせております。一方、各種部材や搬送資材・梱包材は、需要が回復傾向にあります。

このような経営環境のなか、当社グループは、前年度からスタートさせた3カ年中期経営計画「Spiral-up 2024」の3つの重点課題である『収益体質の強化』、『環境・社会課題解決型事業への転換』、『経営基盤の強化』に対してグループ全体で取り組んでおります。

売上面においては、ヒューマンライフ分野では、環境貢献製品の販売拡大に努めるものの、水産

など主要用途での需要が減少となり、厳しい状況となりました。一方、インダストリー分野では、各地域により差があるものの、各領域での回復需要の取り込みを進めてまいりました。

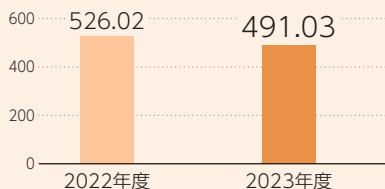
利益面では、エネルギー価格高騰に対して原価低減や固定費の削減、販売価格への転嫁など収益改善に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は1,302億6千5百万円（前期比4.5%の増加）、営業利益は12億6千1百万円（前期比59.0%の増加）、円安進行に伴う為替差益を含む経常利益は27億3千3百万円（前期比288.1%の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億8千3百万円（前期比139.4%の増加）となりました。

ヒューマンライフ分野

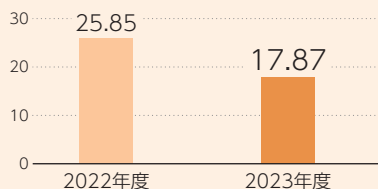
売上高

491億3百万円 | 前期比 6.7% 減
(単位：億円)

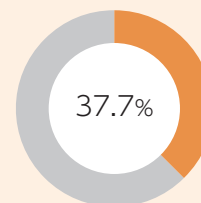


セグメント利益

17億8千7百万円 | 前期比 30.9% 減
(単位：億円)



売上高構成比



<主要な事業内容>

市場・用途	農水産資材、食品包装材、流通資材、建築資材、土木資材
主な製品・商材	エスレンビーズ、エスレンシート、エスレンウッド、インターフォーム、これら成形加工品、ESダンマット、エスレンブロックなど



ヒューマンライフ分野の売上高は491億3百万円（前期比6.7%の減少）、セグメント利益は17億8千7百万円（前期比30.9%の減少）となりました。

食領域においては、食品容器用途は食材価格の値上げの影響などを受け需要は伸び悩みました。農産用途は天候の影響による生育不良により出荷が伸びず、水産用途は漁獲量の減少傾向が継続し低調に推移しました。価格改定を行いました。売上高は前年を下回る結果となりました。

住環境・エネルギー領域においては、屋上緑化資材の物件獲得が進みましたが、建材用途の低迷、土木用途での工事物件の進捗遅れなどがあり低調に推移しました。

主力製品である「エスレンシート」（発泡ポリスチレンシート）は、プラスチック使用量の削減を可能にする新素材として株式会社エフピコと共同開発した「エスレンシート P Zシリーズ」が、新規需要を取り込み数量を伸ばしました。一方、納豆容器用途は堅調に推移したものの、生鮮食品容器用途が低調な動きとなり、即席麺用途も需要減退が継続し、全体では前年を下回りました。

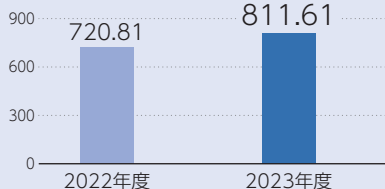
「エスレンビーズ」（発泡性ポリスチレンビーズ）は、水産分野および農産分野が継続して低調であったこと、クッション用ビーズなどのライフグッズ用途の需要減少、土木用途では工事遅れの影響を受け、全体では前年より減少しました。

利益面では、原価低減や固定費削減、販売価格への転嫁、また物流費の低減などをはかりましたが、売上数量の減少により減益となりました。

インダストリー分野

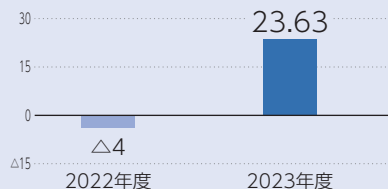
売上高

811億6千1百万円 | 前期比 12.6% 増
(単位: 億円)

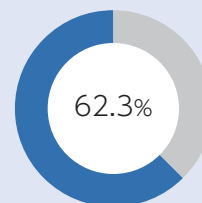


セグメント利益

23億6千3百万円 | 前期比 -
(単位: 億円)

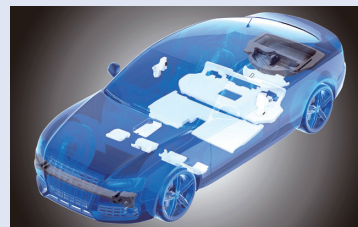


売上高構成比



<主要な事業内容>

市場・用途	自動車部材、車輛部品梱包材、産業部材、産業包装材、電子部品材料、医療・健康用材料
主な製品・商材	ピオセラン、ライトロン、ネオマイクロレン、セルペット、テクポリマー、テクノゲル、テクヒーター、エラスティル、フォーマック、ST-LAYER、ST-Elevat、これら成形加工品など



インダストリー分野の売上高は811億6千1百万円（前期比12.6%の増加）、セグメント利益は23億6千3百万円（前期は4億円の損失）となりました。

モビリティ領域における、「ピオセラン」（ポリスチレン・ポリオレフィン複合樹脂発泡体）の販売は順調に推移しました。自動車部材用途では、自動車生産台数の回復を背景に順調に推移しました。部品梱包材用途では、電動部品梱包用途で前年を大幅に下回りましたが、トヨタ自動車株式会社の電動部品物流用途のリターナブル資材に採用された「ピオセランR NW」の市場投入が進みました。また、トラック、バス向けのFRP（繊維強化プラスチック）部材ならびに関連資材などで新たな需要を取り込み好調に推移しました。

欧州のProseatグループでは、欧州自動車市場は緩やかに回復する中、生産量が増加したことに加え、エネルギー価格、人件費の高騰に対しては、生産性改善、固定費削減や自動車メーカーへの価格転嫁を進めたことで、業績は大幅に回復が進んだものの、赤字が継続しています。

エレクトロニクス領域においては、「テクポリマー」（ポリマー微粒子）の液晶パネル等の光拡散用途は、順調に推移しました。液晶パネル搬送資材用途での「ピオセラン」は、台湾で需要が回復も、中国では前年を下回りました。

医療・健康領域においては、「エラスティル」（熱可塑性エラストマー発泡体）は、シューズ用ミッドソール用途で前年を下回りました。「テクノゲル（ST-gel）」（機能性高分子ゲル）は、

検診需要の回復に伴い対極板などの医療用途は堅調に推移しましたが、低周波治療器用パッドなどの健康用途は需要が奮わず低調に推移しました。

利益面では、エレクトロニクス領域での需要回復、モビリティ領域では自動車生産台数が回復していく中で、生産性改善、固定費削減、価格転嫁等に努めた結果、黒字化することができました。

グローバル展開

当連結会計年度における国外売上高は555億5千6百万円（連結売上高に占める割合42.6%）となりました。

当社グループでは、モビリティ、エレクトロニクスなどのインダストリー分野を中心としてグローバルに事業拡大を推進しております。モビリティ領域においては、2050年カーボンニュートラルが全世界で進められる中、次世代自動車の検討や導入が進むと考えられ、高機能化に資する当社発泡プラスチック製品にとっては拡大の見込まれる市場と考えております。

当社グループは、モビリティ領域において、今後、ますます重要とされる軽量化などに貢献できる発泡プラスチックを利用した部材、梱包材ニーズに応えるべく、グローバル展開を進めており、米国、メキシコなどの北米および中国、タイ、インドネシアなどのアジア地域における部材、梱包材の実績拡大に向けた取り組みを進めております。また、2019年2月に欧州における事業拡大の布石として自動車部材メーカーであるProseatグループを買収し、欧州を起点とする次世代自動車へのシフトに対して迅速に対応する体制を構築しております。買収以降、低迷する業績からの回復に向け、不採算事業の撤退や組織改革など事業基盤の整備を進め、欧州事業拡大に向けた商品開発や顧客拡大を推進しております。

エレクトロニクス、医療・健康などの領域においても、発泡プラスチック、微粒子ポリマーの新技術や「ReNew⁺」、「BIOCellular」をはじめとする環境負荷を低減する新たな素材開発を行い、これらの効率的な生産と販売拡大について取り組んでまいります。

サステナビリティの取り組み

当社グループは、『わたしたち積水化成成品グループは、経営理念の実践を通じて地球環境を含む全てのステークホルダーに対して社会的責任を果たし、グローバルに社会の持続的発展に貢献するとともに、持続的な企業価値向上につとめます。』とのサステナビリティ方針のもと、サステナビリティの基盤として「環境・安全・品質に配慮したモノづくり」、「コンプライアンスを重視した誠実な経営活動」、「全員経営の実践」という3点を据え、活動を行っております。

「環境」については、創業以来培ってきた発泡技術や重合技術を進化させるとともに、低炭素・循環型社会の実現を目指し、省エネルギーやリサイクルなど、環境と共生するモノづくりと事業活動のイノベーションに挑み続けています。2022年5月に「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)に賛同し、提言に沿った気候変動対応に関する情報開示については、本年2月に第2回目の開示を行いました。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく認定を取得し、発泡スチロールの自主回収・再資源化事業をスタートしました。今後も事業活動を通じて持続可能社会実現に貢献してまいります。

「コンプライアンス」については、法令遵守の観点に留まらず、取締役会の実効性を高める取り組みや当社委員会体制の再構築など、ガバナンス全般に渡っても一層の取り組み強化をはかっております。

「全員経営の実践」については、「人的資本経営」の取り組みとして、健康経営の推進や働き方改革、ダイバーシティ(女性活躍推進、グローバル経営人材育成など)に注力し、キャリアアップ等を主眼とした人事制度改革を進め、意欲と能力のある従業員が活躍できる仕組みを構築しています。

なお、サステナビリティに関する情報を当社公開HPにて開示しておりますので、以下のウェブサイトをご覧ください。

①サステナビリティ方針

<https://www.sekisuikei.com/jp/sustainability/sekisuikei/>



②TCFD提言に基づく情報開示

https://www.sekisuikei.com/jp/sustainability/esg/environment/climate_change/



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、現有設備の更新および補修などのため、50億6千2百万円の投資を実施しました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、金融引き締めや不安定な国際情勢などによる景気の減速や為替の変動、原燃料価格の変動に留意する必要があります。

当社グループでは、2030年に目指すべき事業の方向性として「Target 2030」を制定しております。2024年度は、「Target 2030」の実現に向けての1stステップである「Spiral-up 2024」の仕上げと次期中期計画を見据えた基礎固めの年度であり、以下の3点を重点課題として引き続き取り組みを進めてまいります。

①収益体質の強化

経営資源の選択と集中による事業ポートフォリオの再構築と抜本的な生産革新や開発品の早期収益化に取り組んでいます。「食」「エレクトロニクス」「モビリティ」「医療・健康」「住環境・エネルギー」の5重点分野での事業ポートフォリオの再構築を行うとともにProseat事業の高収益体質を構築してまいります。

②環境・社会課題解決型事業への転換

「循環型ビジネスによる環境貢献製品の拡大」と「カーボンニュートラル実現への挑戦」を掲げ、SKG-5R（※）活動の一層の強化をしております。これらの取り組みが評価され、「先進的、独自のでかつ業界をリードする事業活動」を行っている環境先進企業として、環境省より「エコ・ファースト企業」の認定を受けました。今後も持続可能な社会の実現に向けて循環型社会への貢献に取り組んでまいります。

③経営基盤の強化

人材に関する取り組みとして、社員一人一人がそれぞれの個性を活かして、生き生きと働くことができる制度整備、職場環境づくりを強化しております。また、環境、社会、ガバナンスのカテゴリーから抽出したマテリアリティ（経営重要課題）を特定し、それぞれに推進項目とKPI（重要成果指標）を定め、課題解決の取り組みを強化しております。引き続き事業を通じて課題解決に取り組み、企業価値向上に努めてまいります。

これらの取り組みにより、2025年3月期の連結業績につきましては、売上高1,320億円、営業利益25億円、経常利益22億円、親会社株主に帰属する当期純利益8億5千万円を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

※ 「SKG」は、積水化成成品グループを、「5R」は、Reduce、Reuse、Recycle、Replace およびRe-createを指します。

<参考資料> ESG経営に関する開示～「持続的成長を支えるESG経営の推進」
<https://www.sekisukasei.com/jp/sustainability/esg/>



(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 77 期 (2020年度)	第 78 期 (2021年度)	第 79 期 (2022年度)	第 80 期(当期) (2023年度)
売上高 (百万円)	118,851	117,567	124,683	130,265
(うち、国外売上高)	(40,262)	(46,374)	(49,448)	(55,556)
営業利益 (百万円)	2,091	1,463	793	1,261
売上高営業利益率 (%)	1.8	1.2	0.6	1.0
経常利益 (百万円)	1,956	1,401	704	2,733
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	1,126	△5,917	452	1,083
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△)	24円86銭	△130円99銭	10円00銭	23円90銭
総資産 (百万円)	158,439	143,308	145,175	146,473
純資産 (百万円)	70,657	58,242	58,464	56,821
1株当たり純資産	1,549円84銭	1,272円86銭	1,275円00銭	1,235円52銭
自己資本当期純利益率 (%)	1.7	△9.3	0.8	1.9
1株当たり年間配当金	21円00銭	12円00銭	12円00銭	13円00銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に、1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に、それぞれ基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第78期の期首から適用しており、第78期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 第80期（2023年度）の1株当たり年間配当金は、2023年12月4日にお支払いいたしました中間配当金3円と、第80回定時株主総会において決議いただく予定の期末配当金10円の合計額を記載しております。

(5) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社積水化成製品北海道	北海道千歳市	百万円 100	% 100.0	合成樹脂製品の製造、販売
株式会社積水化成製品関西	兵庫県伊丹市	100	100.0	合成樹脂製品の製造、販売
株式会社積水化成製品東部	茨城県境町	90	100.0	合成樹脂製品の製造、販売
株式会社積水化成製品中部	愛知県名古屋市	70	100.0	合成樹脂製品の製造、販売
株式会社積水化成製品西部	福岡県福岡市	70	100.0	合成樹脂製品の製造、販売
株式会社積水化成製品ヤマキユウ	東京都立川市	55	100.0	合成樹脂製品の製造、販売
Sekisui Kasei Europe B.V.	オランダ	千ユーロ 6,500	100.0	発泡プラスチックの製造、販売
Proseat Europe GmbH	ドイツ	40	100.0	欧州の子会社の管理
Sekisui Kasei U.S.A., Inc.	アメリカ	千アメリカドル 9,000	100.0	合成樹脂製品の製造、販売
Sekisui Kasei Mexico S.A. de C.V.	メキシコ	千メキシコペソ 246,000	100.0	合成樹脂製品の製造、販売
Sekisui Kasei Korea Co., Ltd.	韓国	千ウォン 125,000	100.0	合成樹脂製品の販売
台湾積水化成製品股份有限公司	台湾	千ニュー台湾ドル 250,000	100.0	合成樹脂製品の製造、販売
積水化成製品（上海）国際貿易有限公司	中国	千人民元 7,312	100.0	合成樹脂製品の販売
Sekisui Kasei (Thailand) Co., Ltd.	タイ	千タイバーツ 270,000	100.0 (0.0)	合成樹脂製品の製造、販売
PT.Sekisui Kasei Indonesia	インドネシア	千インドネシアルピア 92,834,100	100.0 (0.0)	合成樹脂製品の製造、販売

(注) 当社の出資比率欄の（ ）内は、当社の連結子会社の保有分を内数で示しております。

② その他

当社は、積水化学工業株式会社の関連会社であり、同社は当社の株式を21.72%保有しております。

(6) 主要な事業内容

主要な事業内容は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況

事業分野	従業員数	前期末比増減
ヒューマンライフ分野	1,002名	(39名減)
インダストリー分野	2,193名	(17名減)
全社（共通）	265名	(11名増)
合計	3,460名	(45名減)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

2. 上記のうち、当社の従業員数は441名であり、前期末から31名増加しております。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	6,421百万円
株式会社みずほ銀行	8,553百万円
農林中央金庫	6,029百万円

(注) 外貨での借入金残高につきましては、期末時レートにより換算しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 124,751,000株

(2) 発行済株式の総数 46,988,109株

(3) 株主数 9,676名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
積 水 化 学 工 業 株 式 会 社	9,855	21.72
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	3,226	7.11
積 水 化 成 品 従 業 員 持 株 会	1,979	4.36
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,970	4.34
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	1,562	3.44
積 水 樹 脂 株 式 会 社	1,419	3.13
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	1,418	3.13
株 式 会 社 エ フ ピ コ	1,348	2.97
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,327	2.93
積 水 化 成 品 取 引 先 持 株 会	1,266	2.79

(注) 1. 当社は、自己株式を1,614千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

社外取締役を除く取締役5名に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を44千株付与いたしました。当社の譲渡制限付株式報酬制度につきましては、「3. (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

当社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	柏原正人	社長執行役員 発泡スチレンシート工業会 会長 発泡スチロール協会 会長
取締役	佐々木勝巳	専務執行役員（コーポレート戦略本部長、管理本部管掌）
取締役	廣田徹治	常務執行役員（PX推進部担当、情報システム部担当、第2事業本部管掌）
取締役	浅田英志	常務執行役員（研究開発センター長、GX推進部長）
取締役	古林育将	常務執行役員（第1事業本部長）
社外取締役	窪田森雄	
社外取締役	上原理子	弁護士、上原合同法律事務所
※社外取締役	若林市郎	大日精化工業株式会社 社外監査役
常勤監査役	竹腰浩次郎	
常勤監査役	松本治	
社外監査役	明石衛	第一生命ホールディングス株式会社 常務執行役員
社外監査役	高坂敬三	弁護士、弁護士法人色川法律事務所 代表
※社外監査役	名和道紀	公認会計士、名和公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 窪田森雄氏、上原理子氏、若林市郎氏、明石衛氏、高坂敬三氏、名和道紀氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役 竹腰浩次郎氏は、総務、法務、経理等で、常勤監査役 松本治氏は、販売管理、事業部門の企画管理、重要な子会社の役員等で、それぞれ長年にわたり企業会計に関する経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外取締役 上原理子氏および社外監査役 明石衛氏および高坂敬三氏のその他の兼職の状況は、「3. (5) 社外役員に関する事項 ①重要な兼職の状況等」に記載のとおりであります。
4. 当事業年度中の役員の変動
- (1) 当事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。
- 社外取締役 北川尚人 2023年6月23日 退任
社外監査役 福永年隆 2023年6月23日 退任
- (2) 上記(表)中※の各氏は、2023年6月23日開催の第79回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 代表取締役社長 柏原正人氏は、2024年4月17日付で発泡スチレンシート工業会会長を、2024年5月15日付で発泡スチロール協会会長をそれぞれ退任しております。
6. 社外監査役 明石衛氏は、2024年4月1日付で第一生命ホールディングス株式会社常務執行役員から同社専務執行役員に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用を、当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、取締役会において、「指名・報酬等委員会」の答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

その概要は以下のとおりです。

ア 基本方針

当社の取締役の報酬等は、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献すべく、当社の株主価値との連動性をより明確にし、株主と一層の価値共有を進めたものとする。また、目標に対する達成度や業績に対する貢献度等を総合的に評価して決定する部分の割合を重視したものとする。

具体的には、業務執行を担う取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

なお、取締役の報酬等の決定に関する方針は、委員の過半数を独立社外役員が構成する「指名・報酬等委員会」における議論を踏まえたものとする。

イ 基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、金額は、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しをはかるものとする。

ウ 業績連動報酬等に係る業績指標の内容、その額または算定方法、および付与の時期、または条件の決定に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、基礎となるべき業績指標として、売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を選定し、加えて、事業部門を担当する取締役においては営業利益率および当該事業部門の運営状況を、間接部門を担当する取締役においては当該部門における全社利益への貢献状況を選定しており、これらを勘案して決定した額の金銭を、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

エ 株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針

中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献するインセンティブを付与することにより、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を30年間とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。

オ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額、および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬等の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

カ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。代表取締役社長は「指名・報酬等委員会」の意見を踏まえ、各取締役の報酬等を決定する。ただし、取締役の株式報酬の個人別の割当数については「指名・報酬等委員会」の答申を尊重して、取締役会の決議により定める。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

<取締役の報酬等>

- ・2018年6月22日開催の第74回定時株主総会

金銭報酬として年額300百万円以内（うち社外取締役分60百万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）を決議しました。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。

- ・2020年6月24日開催の第76回定時株主総会

上記金銭報酬の範囲内で、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬として年額50百万円以内（社外取締役は付与対象外）（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）を決議しました。

当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は6名です。

<監査役の報酬等>

- ・2010年6月22日開催の第66回定時株主総会決議

金銭報酬として年額90百万円以内と決議しました。

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長柏原正人が、取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定および業績連動報酬等の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ業務執行取締役の業績の評価を機動的に行うには、代表取締役社長による決定が最も適しているからであります。

これらの権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長が各取締役の報酬等の具体的内容を決定する際には、委員の過半数を独立社外役員で構成する「指名・報酬等委員会」の意見を踏まえることとしております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についてもこの手続きを経て決定されていることから、取締役会は、その内容が前記①の決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	136	103	14	19	9
(うち社外取締役)	(31)	(31)	(-)	(-)	(4)
監 査 役	61	61	-	-	6
(うち社外監査役)	(17)	(17)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1. 上表には、2023年6月23日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名および社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して賞与を支給することとしております。
業績連動報酬等の額の算定にあたっては、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、基礎となるべき業績指標として、売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を選定し、加えて、事業部門を担当する取締役においては営業利益率および当該事業部門の運営状況を、間接部門を担当する取締役においては当該部門における全社利益への貢献を選定しており、各事業年度の目標に対する達成度に応じた額を支給することとしております。なお、当事業年度を含む全社の業績指標の推移は、「1. (4) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式報酬を付与することとしております。その内容および交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	上 原 理 子	弁護士、上原合同法律事務所 住友電気工業株式会社 社外監査役 日本毛織株式会社 社外監査役
社 外 取 締 役	若 林 市 郎	大日精化工業株式会社 社外監査役
社 外 監 査 役	明 石 衛	第一生命ホールディングス株式会社 常務執行役員 第一フロンティア生命保険株式会社 代表取締役社長
社 外 監 査 役	高 坂 敬 三	弁護士、弁護士法人色川法律事務所 代表 住友ゴム工業株式会社 社外取締役 セーレン株式会社 社外監査役
社 外 監 査 役	名 和 道 紀	公認会計士、名和公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 第一生命ホールディングス株式会社の子会社である第一生命保険株式会社は、当社の発行済株式(自己株式を除く。)の総数のうち4.34%を有する株主であります。また、第一生命ホールディングス株式会社は当社との間に特別の関係はありません。
2. その他の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
3. 明石衛氏は、2024年4月1日付で第一生命ホールディングス株式会社専務執行役員に就任いたしました。

② 主な活動状況

	氏名	出席状況	主な活動状況
社 外 取 締 役	窪田森雄	取締役会 16回中16回(100%)	窪田森雄氏は、当社取締役会での議案の審議において、グローバル事業に関する豊富な知識と経験から積極的に発言し、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、当社「指名・報酬等委員会」委員長として同委員会に出席し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、客観性を強化することに努めました。
	上原理子	取締役会 16回中16回(100%)	上原理子氏は、当社取締役会での議案の審議において、法務、ガバナンス、人事労務に関する豊富な知識と経験から積極的に発言し、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、当社「指名・報酬等委員会」委員として同委員会に出席し、多角的視点から積極的に意見を述べております。
	若林市郎	取締役会 13回中13回(100%)	若林市郎氏は、当社取締役会での議案の審議において、グローバル事業に関する豊富な知識と経験から積極的に発言し、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	明石衛	取締役会 16回中16回(100%) 監査役会 12回中12回(100%)	明石衛氏は、企業活動を通じての経験のもと、意思決定の適正性、妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、当社「指名・報酬等委員会」委員として同委員会に出席し、多角的視点から積極的に意見を述べております。
	高坂敬三	取締役会 16回中16回(100%) 監査役会 12回中12回(100%)	高坂敬三氏は、弁護士としての専門的見地から、法令遵守体制の構築などについて必要な発言を適宜行っております。また、当社「指名・報酬等委員会」委員として同委員会に出席し、多角的視点から積極的に意見を述べております。
	名和道紀	取締役会 13回中13回(100%) 監査役会 10回中10回(100%)	名和道紀氏は、公認会計士としての専門的見地から、法令遵守体制の構築などについて必要な発言を適宜行っております。

(注) 若林市郎氏および名和道紀氏は、2023年6月23日開催の第79回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外取締役または社外監査役と異なります。

※本事業報告中、百万円単位の金額および千株単位の株数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	(146,473)
流動資産	69,110
現金及び預金	10,904
受取手形	2,274
売掛金	25,853
契約資産	1,248
電子記録債権	9,141
商品及び製品	8,604
仕掛品	2,420
原材料及び貯蔵品	5,220
その他の	3,496
貸倒引当金	△ 56
固定資産	77,363
有形固定資産	53,712
建物及び構築物	14,350
機械装置及び運搬具	12,763
土地	21,510
建設仮勘定	1,914
その他の	3,174
無形固定資産	1,935
ソフトウェア	1,302
その他の	633
投資その他の資産	21,715
投資有価証券	13,045
繰延税金資産	854
退職給付に係る資産	6,711
その他の	1,159
貸倒引当金	△ 55
資産合計	146,473

科目	金額
(負債の部)	(89,652)
流動負債	52,971
支払手形及び買掛金	18,437
電子記録債務	8,611
短期借入金	14,466
未払費用	3,217
未払法人税等	742
契約負債	842
未払消費税等	586
賞与引当金	1,080
役員賞与引当金	33
その他の	4,952
固定負債	36,681
社債	7,000
長期借入金	16,413
繰延税金負債	4,218
再評価に係る繰延税金負債	1,596
製品補償引当金	57
退職給付に係る負債	3,916
その他の	3,478
(純資産の部)	(56,821)
株主資本	48,783
資本金	16,533
資本剰余金	16,408
利益剰余金	17,142
自己株式	△ 1,301
その他の包括利益累計額	7,277
その他有価証券評価差額金	6,880
土地再評価差額金	1,479
為替換算調整勘定	△ 778
退職給付に係る調整累計額	△ 304
非支配株主持分	760
負債及び純資産合計	146,473

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		130,265
売 上 原 価		103,816
売 上 総 利 益		26,448
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,187
営 業 利 益		1,261
営 業 外 収 益		2,879
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	356	
雑 収 入	2,523	
営 業 外 費 用		1,407
支 払 利 息	928	
雑 支 出	478	
経 常 利 益		2,733
特 別 利 益		208
投 資 有 価 証 券 売 却 益	208	
特 別 損 失		318
減 損 損 失	199	
事 業 整 理 損	117	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,623
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,573	
法 人 税 等 調 整 額	△ 56	1,517
当 期 純 利 益		1,105
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		22
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,083

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	(120,710)
流動資産	53,935
現金及び預金	4,868
受取手形	1,076
電子記録債権	9,297
商品及び製品	18,981
原材料及び貯蔵品	4,416
前払費用	1,678
未収入金	247
短期貸付金	4,770
そ の 他 の 金 庫	20,993
貸倒引当金	31
	△12,426
固定資産	66,775
有形固定資産	32,425
建物	7,360
構築物	696
機械装置	7,302
車輜運搬用具	84
工具器具備品	835
土地	14,618
一ス資産	6
建設仮勘定	1,519
無形固定資産	1,317
ソフトウェア	978
その他	338
投資その他の資産	33,032
投資有価証券	10,633
関係会社株	14,029
長期貸付金	5,550
長期前払費用	12
前払年金費用	6,980
そ の 他 の 金 庫	265
貸倒引当金	△4,438
資産合計	120,710

科目	金額
(負債の部)	(71,931)
流動負債	42,442
支払手形	1,246
支子記録債	7,748
買掛金	14,932
短期借入金	10,547
繰上入金	3
未払費用	561
未払法人税等	1,007
未払消費税	39
未払引当金	67
賞与引当金	5,407
役員引当金	423
その他	25
	432
固定負債	29,488
社長期借入金	7,000
繰上借入金	16,413
繰延税金負債	3
繰延税金負債	4,368
再評価に係る繰延税金負債	1,596
退職給付引当金	5
退職給付引当金	57
資産除却負債	41
その他	1
(純資産の部)	(48,779)
株主資本	40,482
資本金	16,533
資本剰余金	16,445
資本準備金	14,223
その他資本剰余金	2,221
利益剰余金	8,805
利益準備金	1,370
その他利益剰余金	7,434
別途積立金	792
繰越利益剰余金	6,642
自己株式	△1,301
評価・換算差額等	8,296
その他有価証券評価差額金	6,817
土地再評価差額金	1,479
負債及び純資産合計	120,710

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		63,681
売上原価		49,898
売上総利益		13,783
販売費及び一般管理費		13,374
営業利益		408
営業外収益		3,832
受取利息及び配当金	2,359	
雑収入	1,473	
営業外費用		4,566
支払利息	369	
雑支出	4,197	
経常損失		325
特別利益		208
投資有価証券売却益	208	
特別損失		42
減損損失	39	
投資有価証券評価損	2	
税引前当期純損失		159
法人税、住民税及び事業税	660	
法人税等調整額	203	863
当期純損失		1,023

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

積水化成品工業株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 浦	大
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 谷 間	薫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、積水化成品工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、積水化成品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

積水化成品工業株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 浦 大
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 間 薫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、積水化成品工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

積水化成品工業株式会社 監査役会

常勤監査役 竹腰浩次郎 ㊟

常勤監査役 松本 治 ㊟

社外監査役 明石 衛 ㊟

社外監査役 高坂 敬三 ㊟

社外監査役 名和道紀 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図



ANAクラウンプラザホテル大阪 3階 万葉の間

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号 電話：06-6347-1112 (代表)



交通のご案内

地下鉄 御堂筋線

淀屋橋駅 7番出口より徒歩約7分

地下鉄 四つ橋線

肥後橋駅 4番出口より徒歩約5分

京阪本線

淀屋橋駅 7番出口より徒歩約7分

京阪中之島線

大江橋駅 1番出口より徒歩約2分

JR 東西線

北新地駅 11-41出口より徒歩約6分

JR

大阪駅 中央南口より徒歩約16分

※ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



今後の状況により株主総会の運営方法に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://www.sekisuishasei.com/>)

